

福岡県支部

医療施設の環境保全管理の実態調査（感染性医療廃棄物管理の実態に関する調査）

医療機関における「感染性医療廃棄物管理」は、第一には、医療施設内における「医療事故防止」などの医療機関内の安全・衛生管理の観点から、第二には、「廃棄物の不法投棄防止」などの廃棄物排出事業者としての社会的責任の観点から、医療機関経営の重要な「リスク管理」の1つの事項になってきている。

かかる現状を考慮して、政府は平成元年に「医療廃棄物処理のガイドライン」、平成4年に「医療廃棄物処理マニュアル」の制定を行い、法的規制の明確化が行われた。

しかし、その後廃棄物の不法投棄や不法輸出など「不適切な廃棄物処理の状況」が発生しており、これらの状況に即した5回の法改定が行われるとともに、公的機関各部署においては「法令の遵守及び不法投棄防止」の観点から、排出事業者としての医療機関並びに収集運搬業者・処理業者としての産廃業者に対して、強力な行政指導が行われている現状である。

かかる観察にたち、今回の調査研究を行ったが、大きな公共的な病院関係を除いては、個人企業的な中小診療所が多い現状に加え、監督官庁が医療行政は厚生労働省、廃棄物行政は環境省と分かれていることに起因して、感染性医療廃棄物に対する行政官庁の指導・関与が相対的に低調であるように感ぜられる現状にある（全国的に見た場合は、東京都・京都府等のように、医師会や産廃協会に対する行政機関の指導や働きかけが強い地域もある）。

感染性廃棄物処理は、廃棄物自身の特殊性・不透明性に加え、医療機関が聖域化されてきた面もあり、医療機関の感染性廃棄物処理に対するリスクマネジメントの取り組みは、あまり十分なものでなかった。

かかる医療機関自身の「排出事業者責任自覚」の低さを反映して、国内各所で不法投棄や外国への不法輸出の事例が多発しており、某県の不法投棄の事例では、悪質と判断され、国内で初めて医師35名が感染性廃棄物排出事業者としての刑事責任が問われて、罰金刑に処せられている。

今回は、かかる最近の医療機関の経営環境を考慮して、感染性廃棄物の排出事業者である、福岡県内及びその周辺の「病院・診療所」並びに収集運搬処理を行っている福岡県内の「産廃業者」を対象に「感染性廃棄物処理」に関する訪問並びにアンケートによる実態調査を行い、現状の問題点・課題を明らかにするとともに、改善策を提言するために本調査研究を行った。

現在考えられる医療機関の課題の中で一番重要なことは、「医療機関自身の排出事業者責任の自覚」と思われる。すなわち、院内のみならず委託業務を含め「感染性廃棄物処理の全工程管理」の責任者であるとの自覚の上に立ち、院内及び委託業務の法令遵守のマニフ

エスト管理（不法投棄防止並びに安全な適正処理）を確実に行うことである。

そのためには、適正な処理を行う「優良産廃業者」の選定及び業務委託は、排出事業者として大変重要な仕事と考えられる。

また、最小の費用で「感染性廃棄物処理の全工程管理」を実施するためには、今後、医師会・監督官庁の協力を仰ぎながら、電子情報システム（福岡県NPO法人エコノテクル作成の電子情報システム）の導入・活用を行って、地域・グループとして、産廃業者を含む廃棄物の一貫した管理体制（総合的な処理工程管理）の構築をお勧めしたい。なお、電子情報システムの採用は、費用面で、ある一定規模以上の参加者が必要であると考えられ、市や郡単位での検討が必要ではないかと考えられる（東京都環境整備公社では、すでにモデル事業が始められている）。

今後、医療機関の省力化や安全性向上のための医療器具類の使用量が増加して、医療機関からの排出廃棄物量の増加が予測されるので、今後排出される廃棄物量の削減についても、真剣な検討が必要ではないかと考えられる。